

請 書

件 名

履 行 場 所

履 行 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

請 負 代 金 額 円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額) 円

上記工事（業務）をお請けするについては、下記契約条項を承諾のうえ、確実に履行いたします。

年 月 日

請負者 住所

氏名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

殿

契 約 条 項

第1 請負者は、図面及び仕様書（指示書を含む。以下同じ。）に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間内に頭書の工事（業務）を完成しなければならない。

第2 この契約によって生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第3 請負者は、この契約の履行について、工事（業務）の全部を一括し、又は工事（業務）の主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4 工事（業務）の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、機構がその改造を請求したときは、請負者は、これに従わなければならない。この場合において、請負代金額を増額し、又は工期（履行期）を延長することはできない。

第5 請負者は、工事（業務）が完成したときは、機構に完成届を提出しなければならない。

2 機構は、請負者から前項の完成届を受理したときは、その日の翌日から起算して14日以内に検査を行うものとする。

3 請負者は、修補又は改造を命ぜられたときは、遅滞なく、当該修補又は改造を行い、機構に修補又は改造の完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 機構は、第2項の検査によって履行の確認をした後、請負者から目的物を引渡す旨の申し出があったときは、直ちに引渡しを受けるものとし、引渡す旨の申し出がないときは、請負代金の支払完了と同時に引渡しを受けなければならない。

第6 機構は、目的物の引渡しを受けた後、適正な請求書を受理したときは、その日の翌日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

第7 請負者の責めに帰する理由により、表記の期限内に工事（業務）が完成しないときは、期限の翌日から完成に至るまでの遅延日数に応じ請負代金額に年5パーセントの割合で計算した額を延滞損害金として、請負者から徴収する。

2 機構に責めに帰する理由により請負代金の支払が遅延したときは、請負者は、支払いの期限の翌日から遅延日数に応じ年3.1パーセントの割合で遅延利息を請求することができる。

第8 請負者は、特定物の給付を目的とした契約において、その引渡し前に、自己の責

めに帰することのできない理由により履行不能になった場合の損害を負担しなければならない。

第 8 の 2 請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、機構の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として機構の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が請負者又は請負者が構成事業者である事業者団体（以下「請負者等」という。）に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したものをいい、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。各号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1

台第1号に規定する刑が確定したとき。

2 請負者が前項の違約金を機構の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。

第9 請負者は、契約の目的物の引渡し後 年以内に、その目的物にかしがあった場合は、かしの修補又はかしの修補とともに損害を負担しなければならない。

第10 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、双方協議して定める。